

議案第 6 号

都市計画道路 3・4・18 号（仮称）B 1・B 2 橋（下部工その 3）  
工事請負変更契約について

都市計画道路 3・4・18 号（仮称）B 1・B 2 橋（下部工その 3）工事  
請負変更契約について、次のとおり仮契約を締結したので、市議会の議決を求  
める。

平成 22 年 6 月 4 日提出

市川市長 大 久 保 博

記

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名   | 都市計画道路 3・4・18 号（仮称）B 1・B 2 橋<br>（下部工その 3）工事         |
| 2 | 工 事 場 所 | 市川市北方 2 丁目 37 番～本北方 1 丁目 1 番地先                      |
| 3 | 請負代金額   | 258,426,000 円                                       |
| 4 | 契約相手方   | 千葉県千葉市中央区新田町 4 番 22 号<br>若築建設株式会社 千葉支店<br>支店長 寺本 保晴 |
| 5 | 工 事 概 要 | 逆 T 式橋台 1 基<br>擁壁工 一式<br>護岸工 一式                     |

## 理 由

既定予算に基づく都市計画道路 3・4・18 号（仮称）B 1・B 2 橋（下部工その 3）工事について、請負者との間に工事請負変更仮契約を締結したので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案するものである。

## 工事請負変更仮契約書

発注者市川市と請負者若築建設株式会社とは、平成20年12月5日付で締結した都市計画道路3・4・18号（仮称）B1・B2橋（下部工その3）工事請負契約（以下「原契約」という。）について、原契約約款第25条の定めるところにより協議した結果、次のとおり変更する。

なお、この工事請負変更仮契約書に定めなき事項は、原契約によるものとする。

この契約は、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の可決を得たとき、本契約が締結されたものとする。ただし、議会の可決が得られないとき、この契約は無効となり、発注者は、損害賠償の責を負わない。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第1条 原契約第25条第5項の定めにより、次条のとおり請負代金額を変更する。

（請負代金の増額）

第2条 原契約に定める請負代金額

「¥248,850,000 うち取引に係る消費税及び地方消費税¥11,850,000」  
を¥9,576,000 うち取引にかかる消費税及び地方消費税¥456,000増額し、  
「¥258,426,000 うち取引に係る消費税及び地方消費税¥12,306,000」  
に改める。

（継続費に係る契約の特則の変更）

第3条 原契約第39条に定める請負代金額の支払いに係る予算年割額及び第2項出来高予定額

「平成22年度 43,850,000円」をそれぞれ9,576,000円増額し、「平成22年度 53,426,000円」に改める。

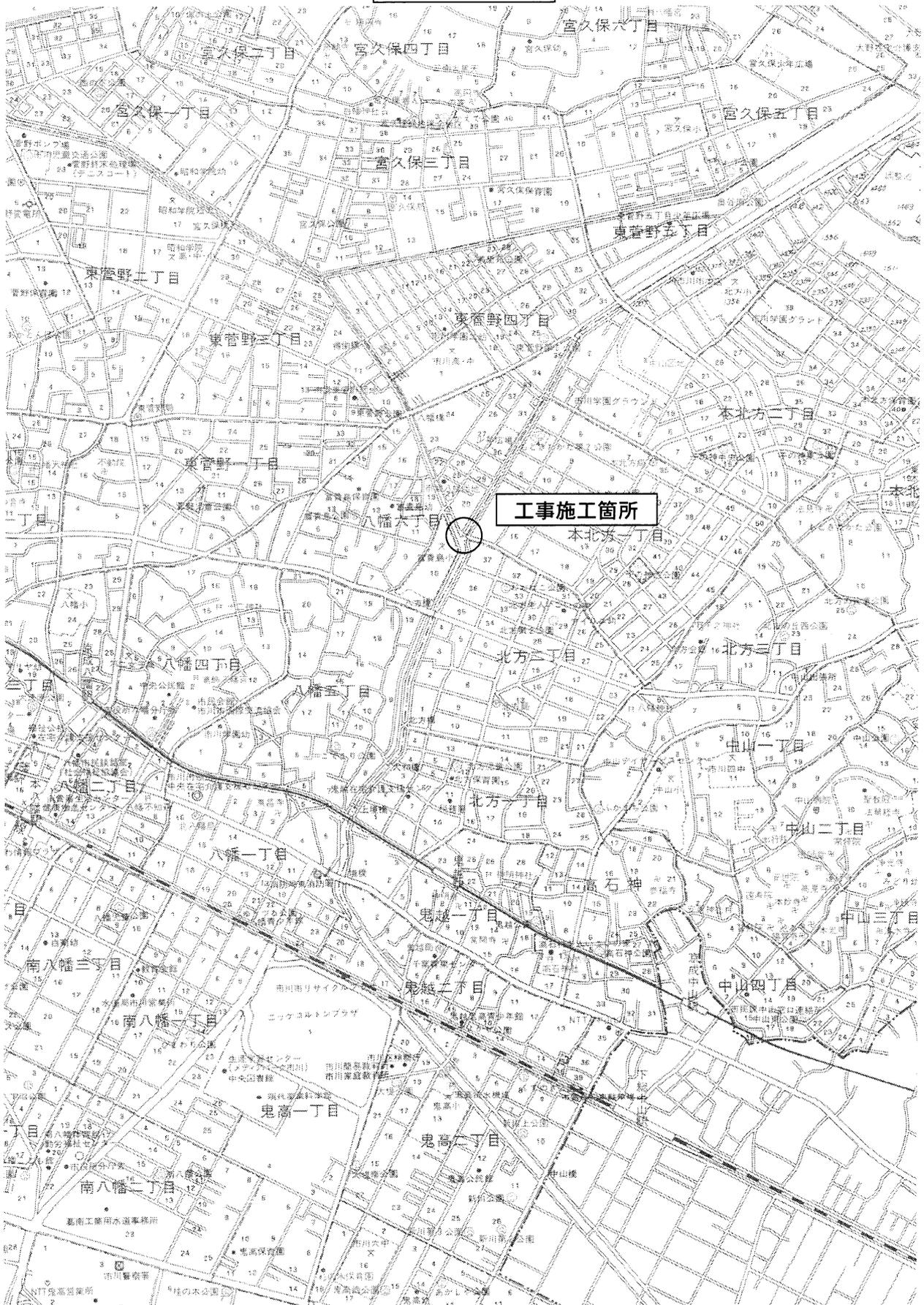
この契約の証しとして、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年4月12日

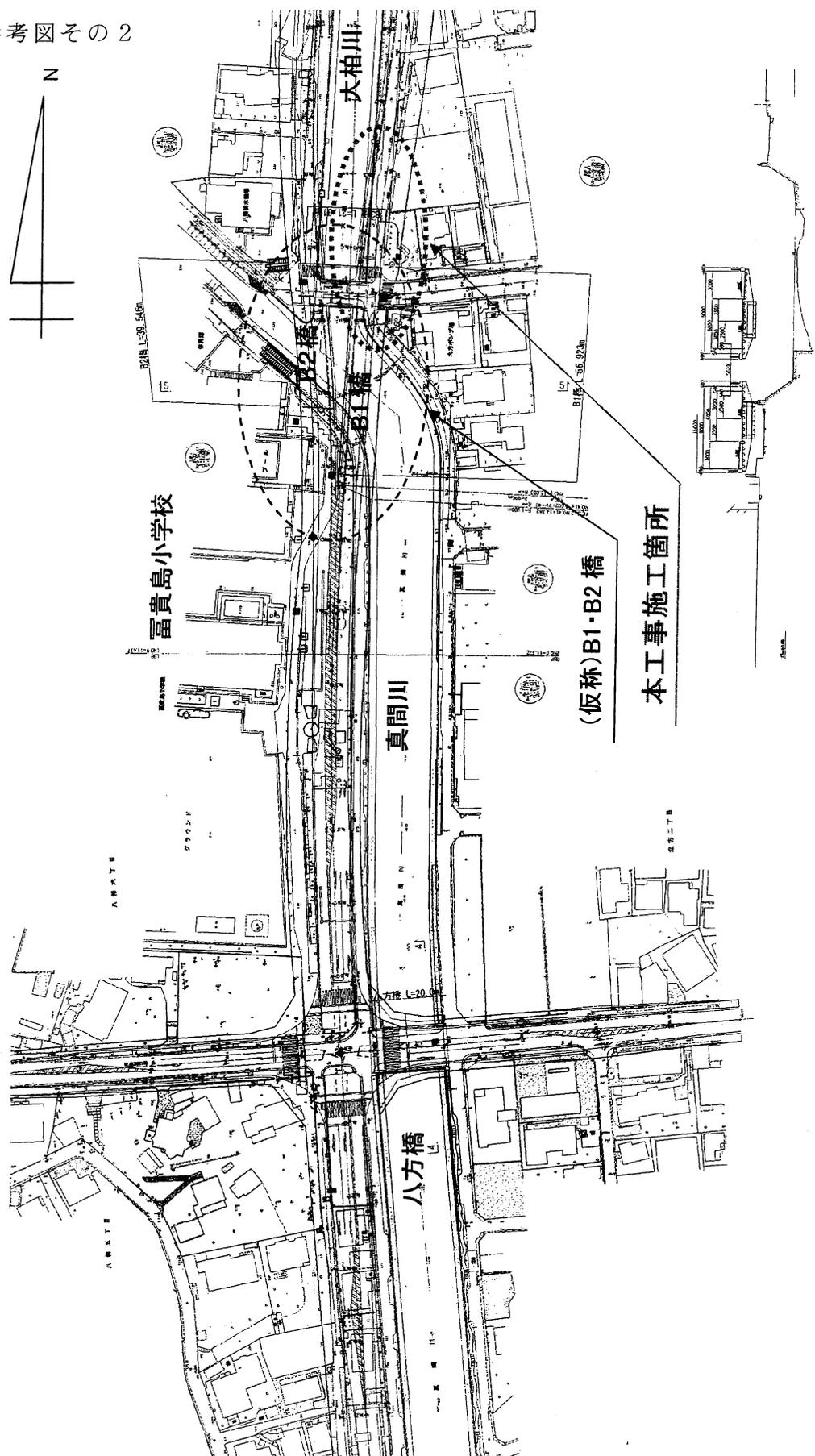
発注者 住所 市川市八幡1丁目1番1号  
市川市  
氏名 代表者 市長 大久保 博 印

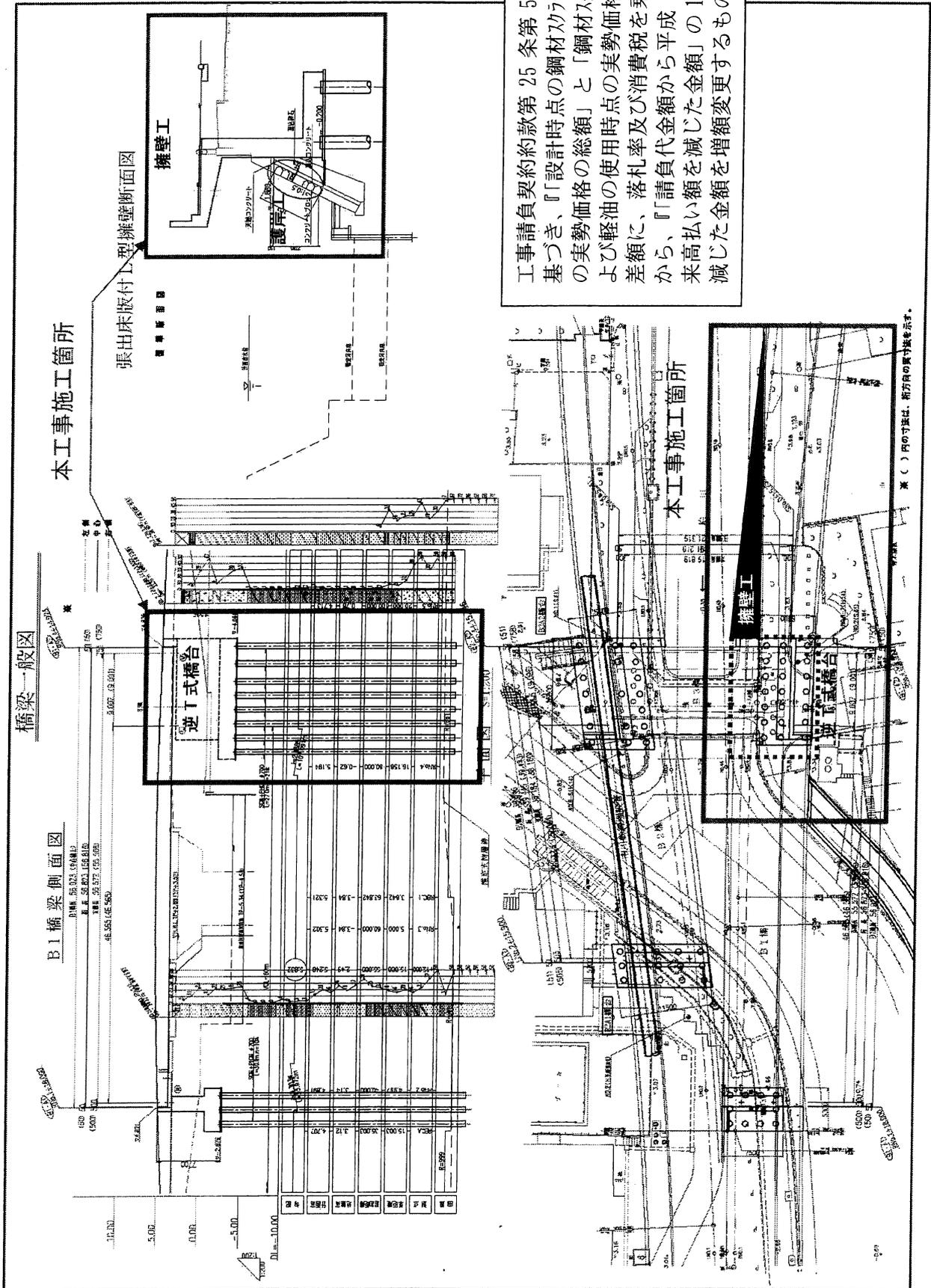
請負者 住所 千葉市中央区新田町4番22号  
若築建設株式会社 千葉支店  
氏名 支店長 寺本 保晴 印

# 位置図



都市計画道路3・4・18号平面図





工事請負契約款第25条第5項の運用に基つき、『設計時点の鋼材スクラップ及び軽油の実勢価格の総額』と『鋼材スクラップ時点および軽油の使用時点の実勢価格の総額』の差額に、落札率及び消費税を乗じた金額から、『請負代金額から平成20年度の出來高払い額を減じた金額』の1%の金額を減じた金額を増額変更するもの

第( )内の寸法は、新方向の戻付線を示す。